

第2章 子どもや若者、子育て家庭を 取り巻く状況

第1節 「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」策定以降の子ども・子育て、若者に関する主な流れ

1 国における子ども・若者政策の主な流れ

(1) 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てにおいて困難な状況に置かれた家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年に児童福祉法が改正されました。改正児童福祉法では、市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化等が規定されました。

(2) こども基本法の策定

「日本国憲法」および「子どもの権利条約（平成元年国連総会で採択、平成6年日本において批准）」にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映などが規定されました。

(3) こども家庭庁の創設

令和5年に、「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当するための組織として、こども家庭庁が発足しました。

こども家庭庁では「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。こどもまんなか社会とは、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社会としており、「こども大綱」において「すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

(4) こども大綱・こども未来戦略の閣議決定

令和5年に、6つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定した「こども大綱」およびこども・子育て政策の抜本的強化のため、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、との基本理念を掲げ、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定した「こども未来戦略」が閣議決定されました。

(5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。法の中で、ヤングケアラーについては、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。

2 東京都における子ども・若者政策の主な流れ

(1)『『未来の東京』戦略』の策定

令和 3 年 3 月に、明るい未来の東京を切りひらくための都政の新たな羅針盤となる「未来の東京」戦略を策定しました。

こども政策を中核に位置づけるとともに、目指す 2040 年代の東京の姿として 20 の「ビジョン」と、2030 年に向けて取り組むべき 20 + 1 の「戦略」を提示しました。

(2) 東京都こども基本条例の制定

「子どもの権利条約」の精神にのっとり、令和 3 年 4 月に東京都こども基本条例を制定し、こどもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先するという基本理念を明確化しました。

条例には、子どもの安全・安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、権利擁護など、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点が規定されています。

(3) チルドレンファースト社会の実現に向けた施策の強化（018 サポート等）

東京から少子化に歯止めをかけるため、令和 5 年度において、前年度から 2,000 億円増加の約 1.6 兆円の予算を計上し、「018 サポート」「第 2 子の保育料無償化」など、さまざまな施策を強化しました。

(4) 東京都の少子化対策 2024 の取りまとめ

令和 6 年度に実践する少子化対策の全体像を整理した「東京都の少子化対策 2024」を令和 6 年 2 月に公表しています。

主な少子化対策の基本スタンスとしては、複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践、望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを切れ目なく支援、都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進の 3 つを掲げています。

(5) こども未来アクション 2 0 2 4 の策定

子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2 0 2 4」を令和 6 年 2 月に策定しました。

重点アクションとして、誰一人取り残さない視点から、子どもへのサポートを強化、子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援、「東京都教育モデル」により、教育の質を向上、多様な主体と連携し、子どもの笑顔を育むアクションを展開といった 4 つの柱を掲げています。

3 区における子ども・若者政策の主な流れ

(1) 児童相談所の設置

区では、未来社会の守護者である子どもを自分たちで守るとし、子どもや家庭に対する切れ目のない相談体制を整備するために、令和 2 年 4 月に子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を開設しました。同年 7 月からは児童相談所業務を開始し、区民に身近な基礎自治体として、子どもと子どもを取り巻く課題の解決に力を発揮するとともに、これまで以上に地域に近く、寄り添った支援体制を構築しています。また、困難な事例に対しては、児童相談所としての法的権限を行使し、厳しい対応を取ることで、子どもの安全・安心を守ることができるようになりました。

(2) 荒川区若者相談「わっか」の開設

ニートやひきこもりなど若者の抱える課題が多様化・複雑化していることに加え、コロナ禍により影響を受けた若者の支援が喫緊の課題となり、若者からさまざまな相談を受け付け、課題に応じて適切な支援につなげられるよう、令和 4 年 1 2 月に荒川区若者相談「わっか」を開設しました。

(3) 児童養護施設の開設とケアリーバー支援の開始

令和 5 年 4 月に児童養護施設「クリスマス・フォレスト」を開設し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する本来の機能に加えて、区のことをよく理解している身近な施設において、ショートステイ事業や里親支援事業等を開始しました。

また、児童養護施設の開設に合わせ、児童養護施設等を退所したケアリーバーへの支援として、一時支度金の支給をはじめ、住宅を借りる際の保証料のほか、資格や自動車運転免許取得にかかる費用の補助を開始しました。

(4) 荒川区子どもの権利条例の制定

区では、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、区全体で子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を大切にしていくために、「荒川区子どもの権利条例」を令和5年4月1日に施行しました。

荒川区子どもの権利条例では、子どもの権利に関する基本的な考え方を示すとともに、子どもの健やかな成長を支えていくために、区全体で特に次の4つの基本理念を大切にすることとしています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

すべての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、

大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること

(5) たんぽぽセンターの児童発達支援センターへの移行

近年の児童発達支援に関する需要増に加え、障がいの重度化、多様化など、さまざまな課題を抱え、支援を必要とする障がい児に対し、早期発見かつ速やかに重層的な支援を行えるよう、たんぽぽセンターでは令和5年度から保育所等訪問支援・障害児相談支援を開始するなど、機能を段階的に拡充し、令和6年10月から地域における児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターとしての運用を開始しました。

第2節 荒川区の状況

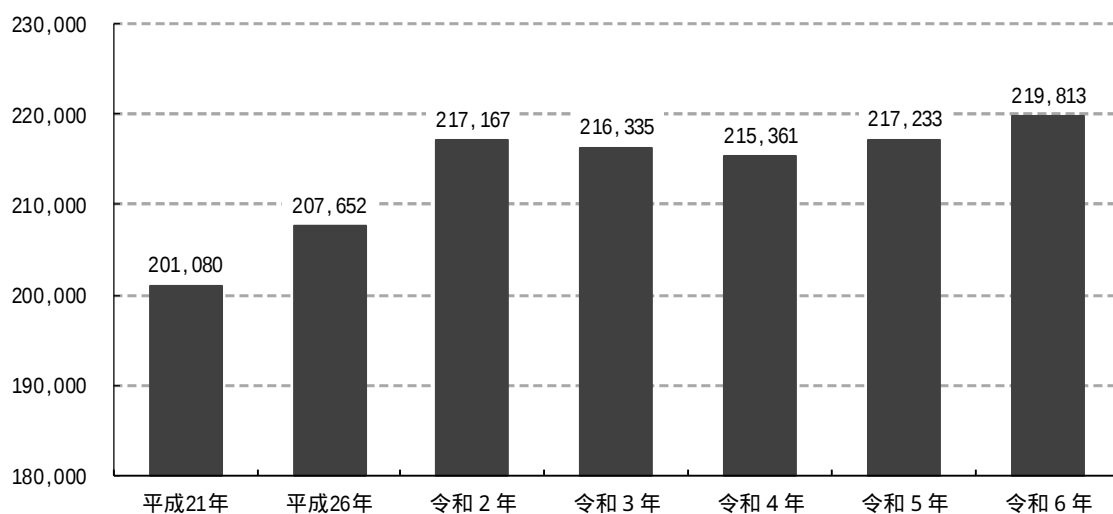
1 荒川区の人口推移・人口推計

(1) 荒川区の人口推移（直近5年間、10年前、15年前）

区の人口は、増加傾向にありましたが、令和2年の217,167人から微減となりました。その後、令和4年から再び増加傾向に戻り、令和6年4月1日現在で219,813人となっています。

総人口の推移

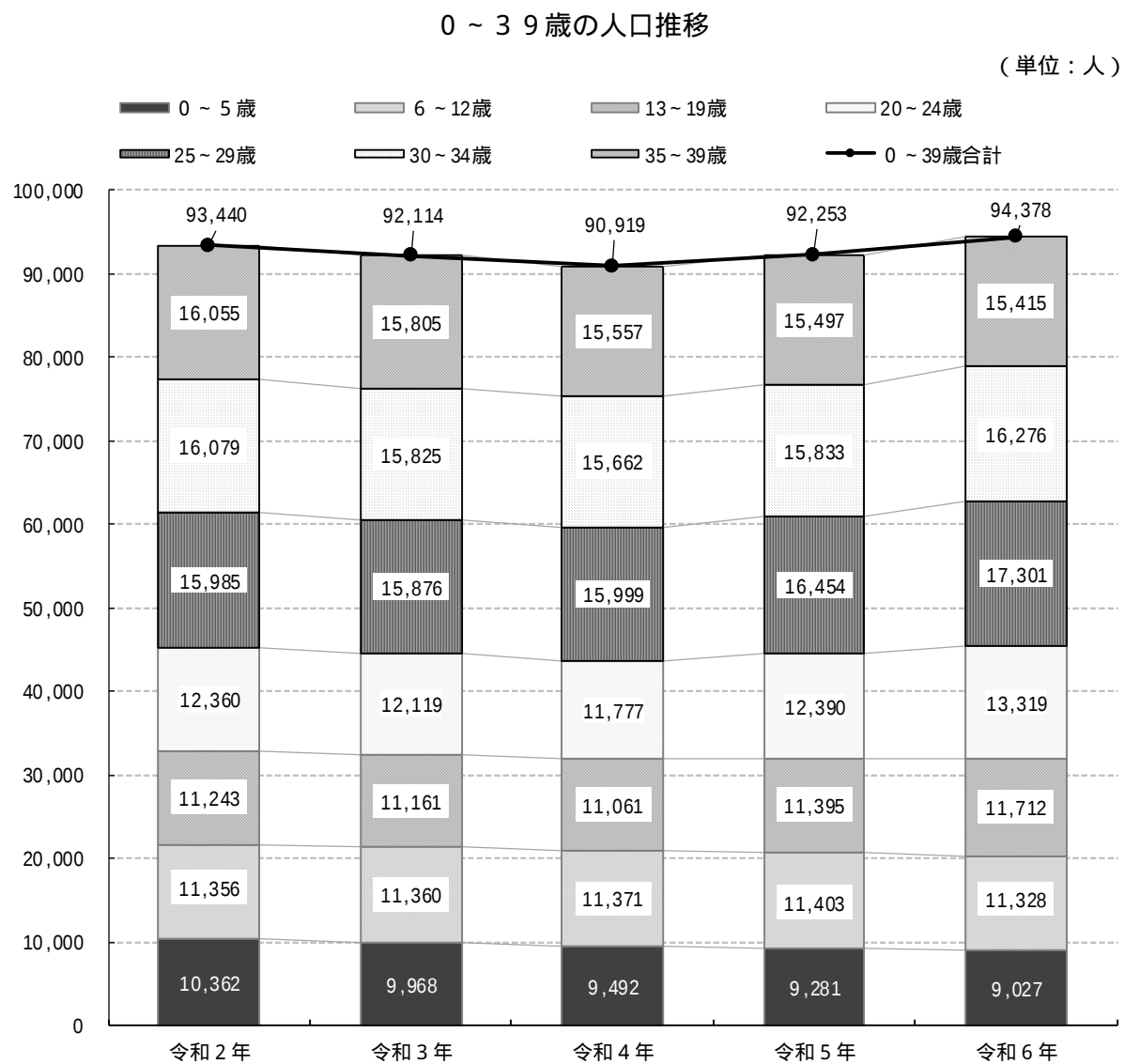
（単位：人）



資料：住民基本台帳（外国人含む。各年4月1日現在）

(2) 0～39歳の人口推移（区全体）

0～39歳の人口推移は、令和4年から増加傾向に転じており、一方で0～5歳は微減傾向がみられます。

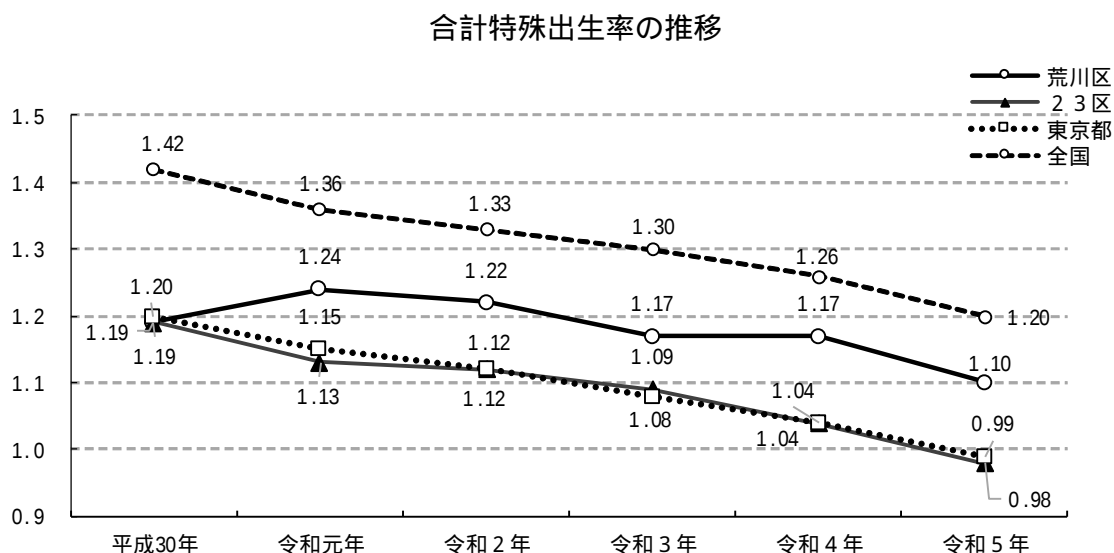


資料：住民基本台帳（外国人含む。各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率および出生数の推移

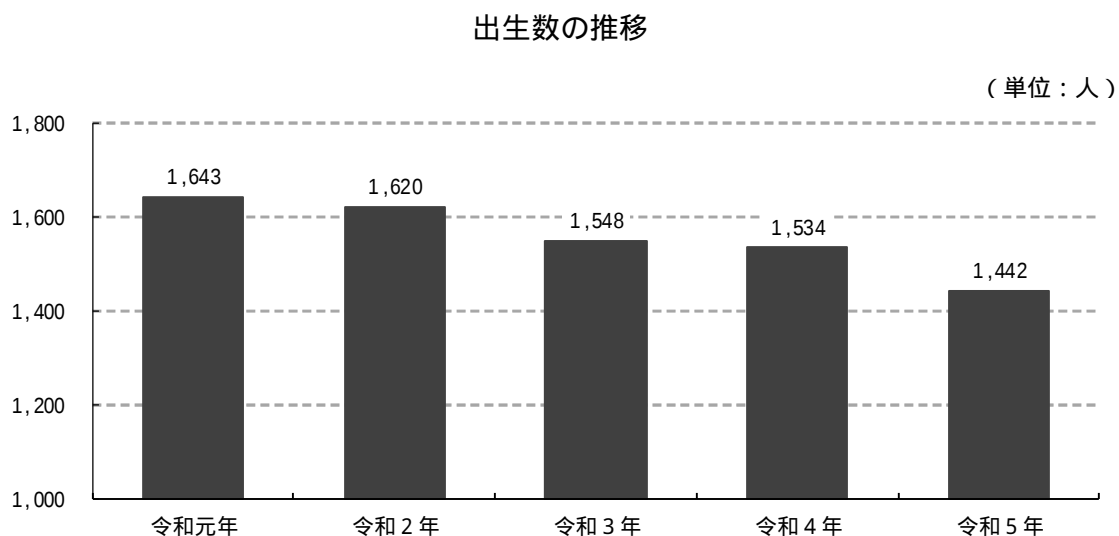
合計特殊出生率は、全国的に低下しており、令和5年には全国の合計特殊出生率が1.20になっています。東京都は全国より小さな値で推移しており、令和5年は0.99と統計以来初めて1を下回る値となっています。

区は、平成30年には東京都、23区の値とほぼ同じで1.19でしたが、令和元年以降は、東京都、23区より0.1程度大きな値で推移しています。



資料：厚生労働省人口動態統計（令和6年9月17日現在）

区の出生数は、微減傾向にあり、令和元年の1,643人から令和5年には1,442人に減少しています。

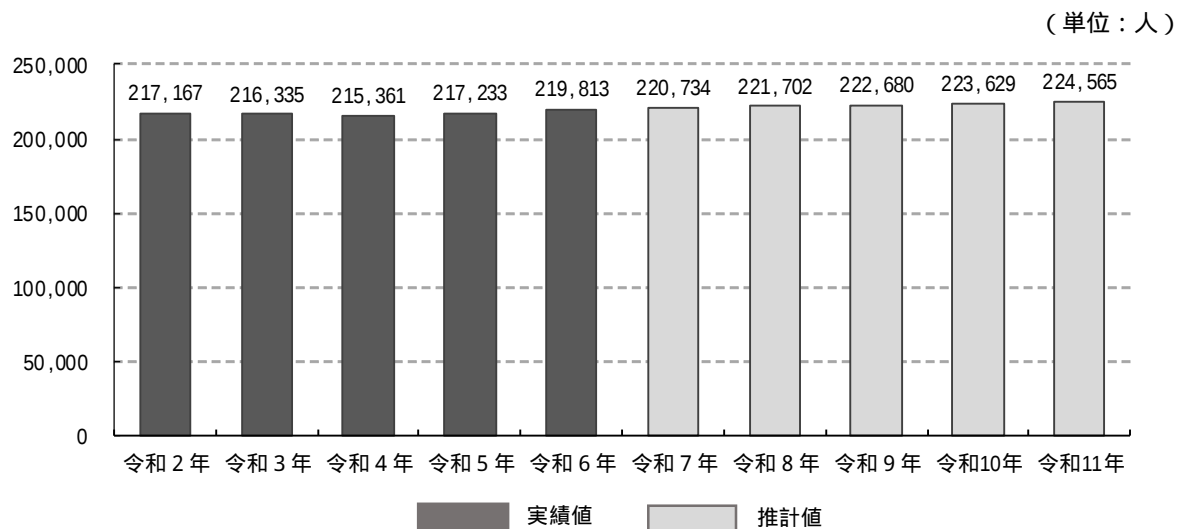


資料：東京都保健医療局（令和6年11月8日現在）

(4) 荒川区の総人口推計

住民基本台帳人口を基準に令和7年以降の総人口を推計した結果、今後も総人口はゆるやかに増加することが見込まれます。

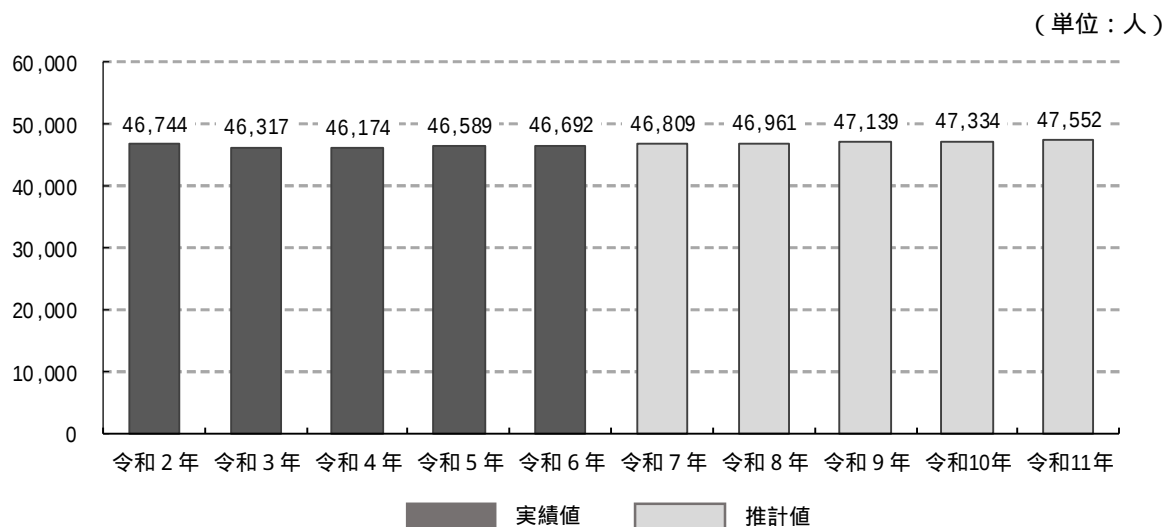
総人口の推移



< 地区別 >

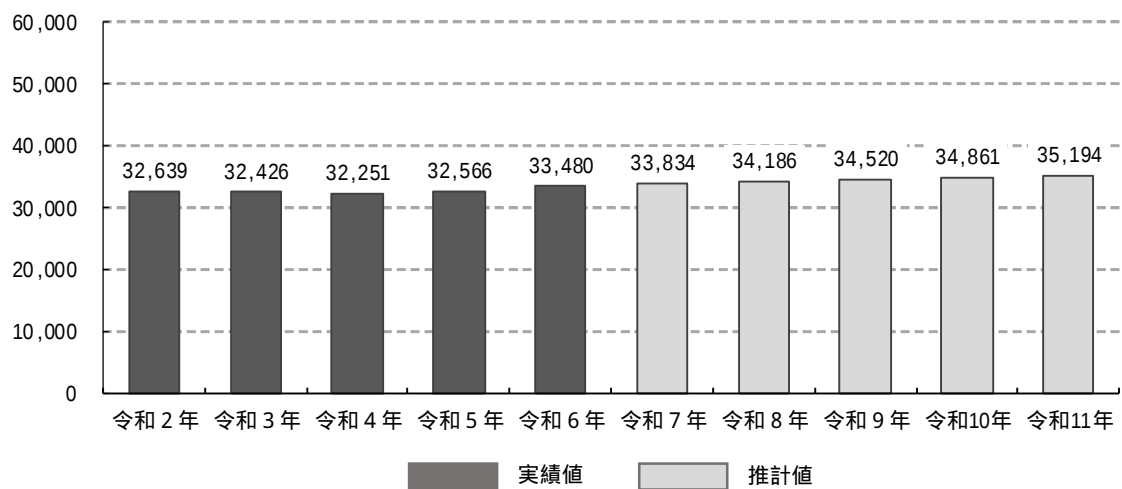
地区別の人口推計は次のようになっています。

● 南千住地区



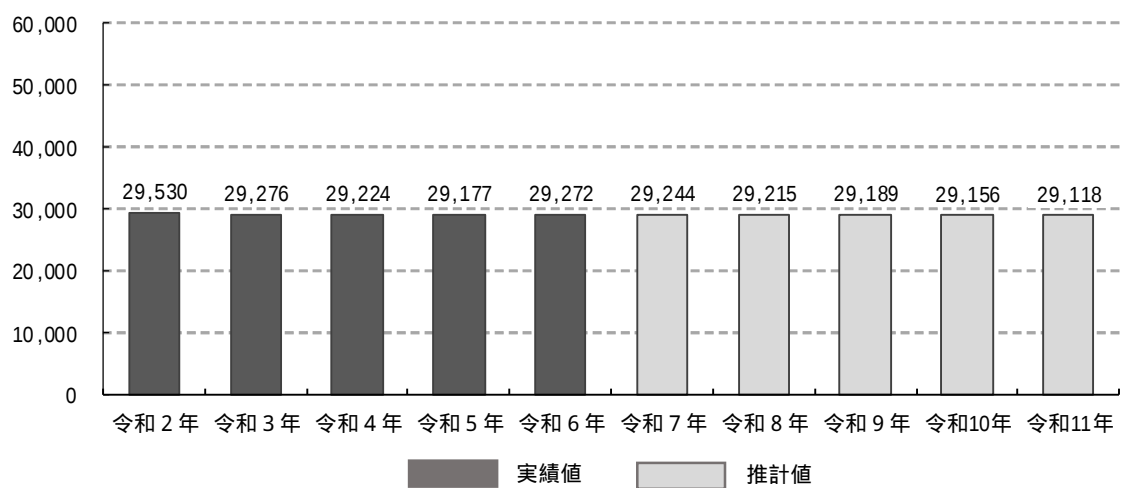
● 荒川地区

(単位：人)

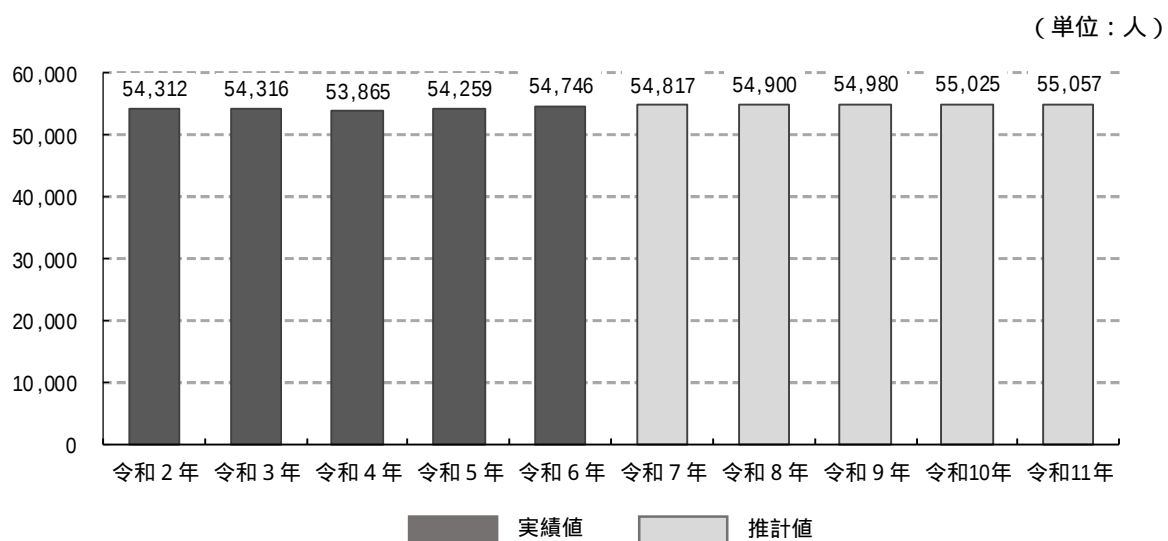


● 町屋地区

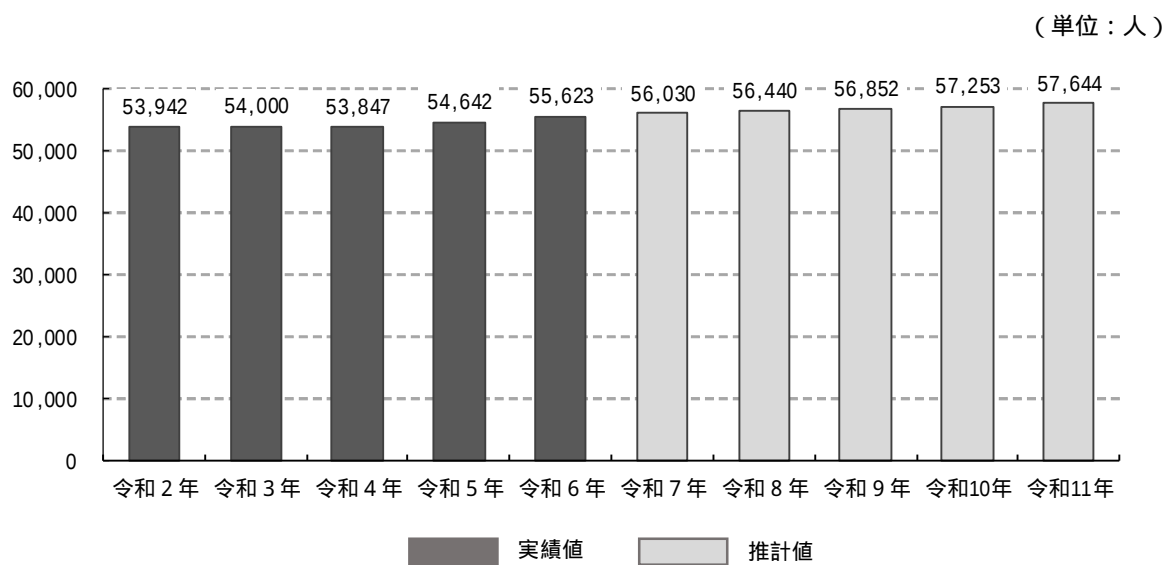
(単位：人)



●尾久地区



●日暮里地区

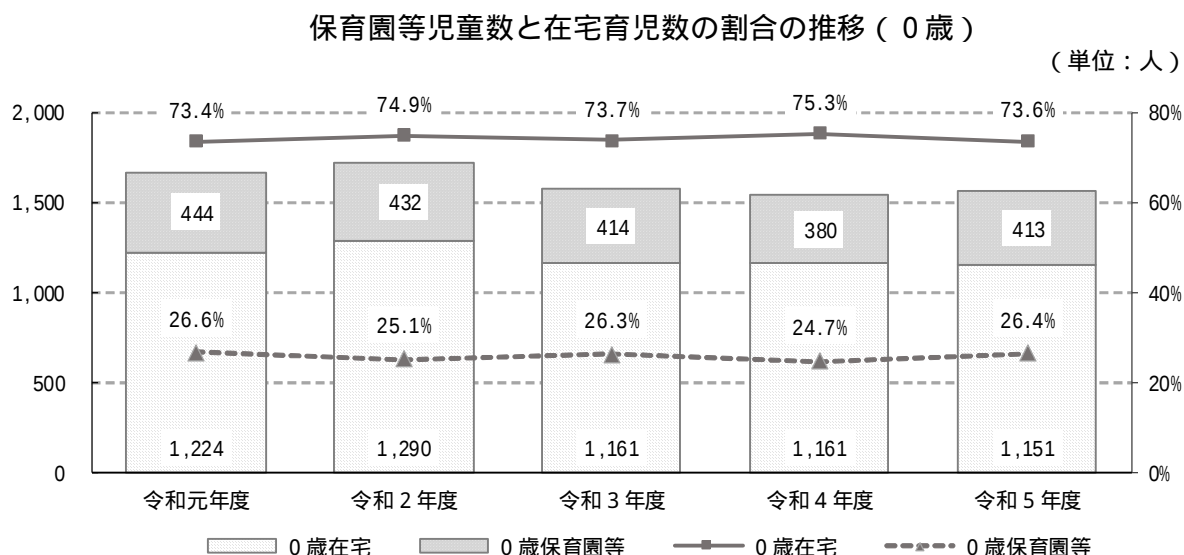


2 荒川区の子どもや若者、子育て家庭を取り巻く現状

(1) 保育園等児童・幼稚園等児数と在宅育児数の割合の推移

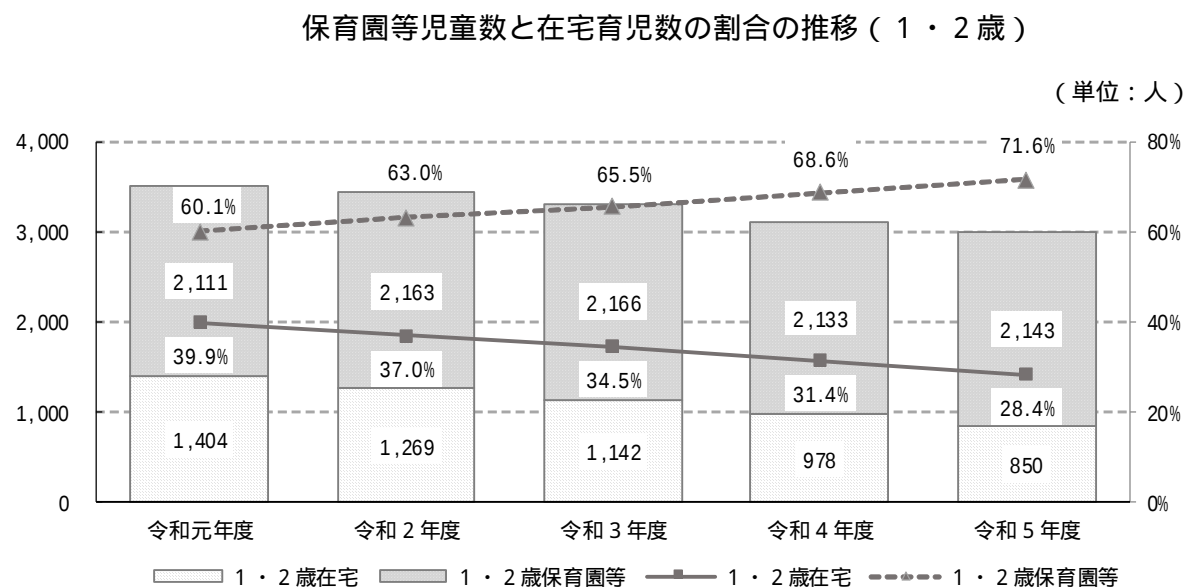
< 0 歳 >

0 歳の保育園等の利用率は、令和元年度は 26.6%であり、令和 5 年度は 26.4%と、ほぼ横ばいとなっています。



< 1・2 歳 >

1・2 歳の保育園等の利用率は、令和元年度は 60.1%でしたが、令和 5 年度は 71.6%で、11.5 ポイント増加しています。

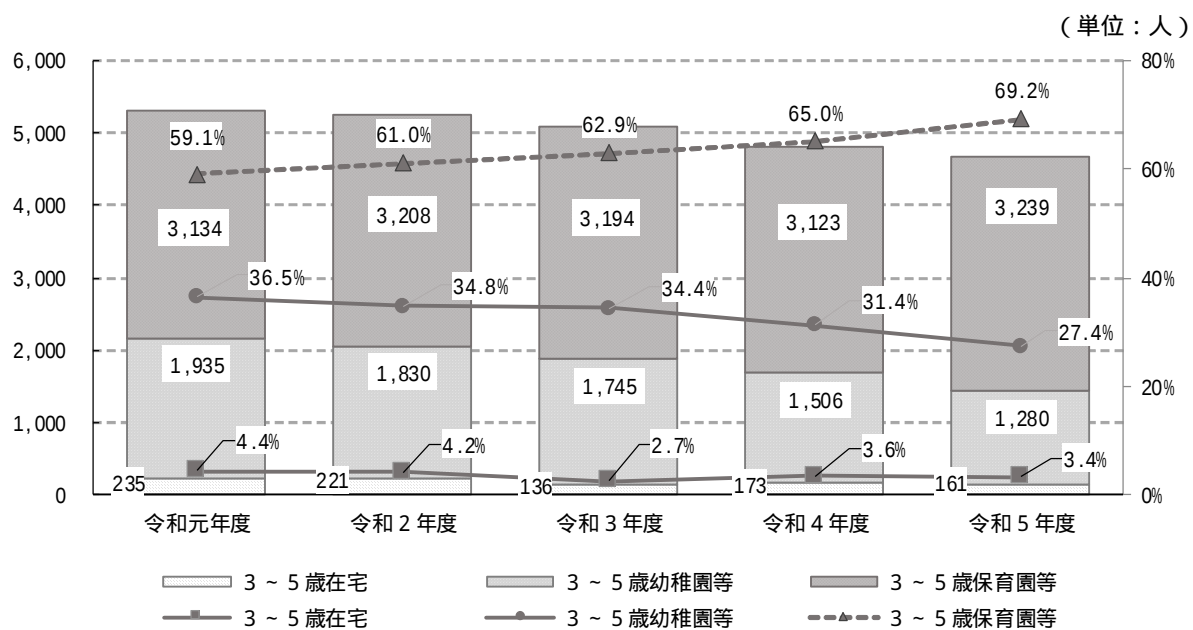


< 3 ～ 5 歳 >

3 ～ 5 歳の保育園等の利用率は、令和元年度では 59.1%でしたが、令和 5 年度では 69.2%で、10.1 ポイント増加しています。

一方で 3 ～ 5 歳の幼稚園等の利用率は、令和元年度では 36.5%でしたが、令和 5 年度では 27.4%で、9.1 ポイント減少しています。

保育園等児童・幼稚園児数と在宅育児数の割合の推移（3 ～ 5 歳）



(2) 養育困難家庭・要保護児童・児童虐待防止等に関する現状

<子ども家庭総合センターにおける相談受案件数>

相談受案件数は、令和2年度は合計1,228件となっていました。令和5年度も合計1,228件で横ばいとなっています。

項目別にみると、「児童虐待」が増加しており、令和5年度では全体の約5割を占めています。

子ども家庭総合センターにおける相談受案件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待	572	477	516	657
養育困難等	232	224	150	162
保健	3	3	1	0
障害	105	142	118	130
非行	17	44	35	23
性格行動	65	79	80	88
不登校	32	26	23	21
適性	0	0	1	5
育児・しつけ	53	63	36	36
その他	149	128	92	106
合計	1,228	1,186	1,052	1,228

令和2年度実績について

令和2年7月に児童相談所を開設したことから、令和2年4月～6月の実績は子ども家庭支援センターとして区が受理した件数を計上

<児童虐待相談受案件数>

児童虐待相談受案件数の内訳では、令和2年度の572件から令和5年度では657件と増加しています。

項目別にみると、「心理的」が最も多く、令和5年度では全体の約6割を占めております。

児童虐待相談受案件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的	183	126	135	197
ネグレクト	70	34	44	62
性的	8	1	4	1
心理的	311	316	333	397
合計	572	477	516	657

(3) 子どもの貧困に関する現状

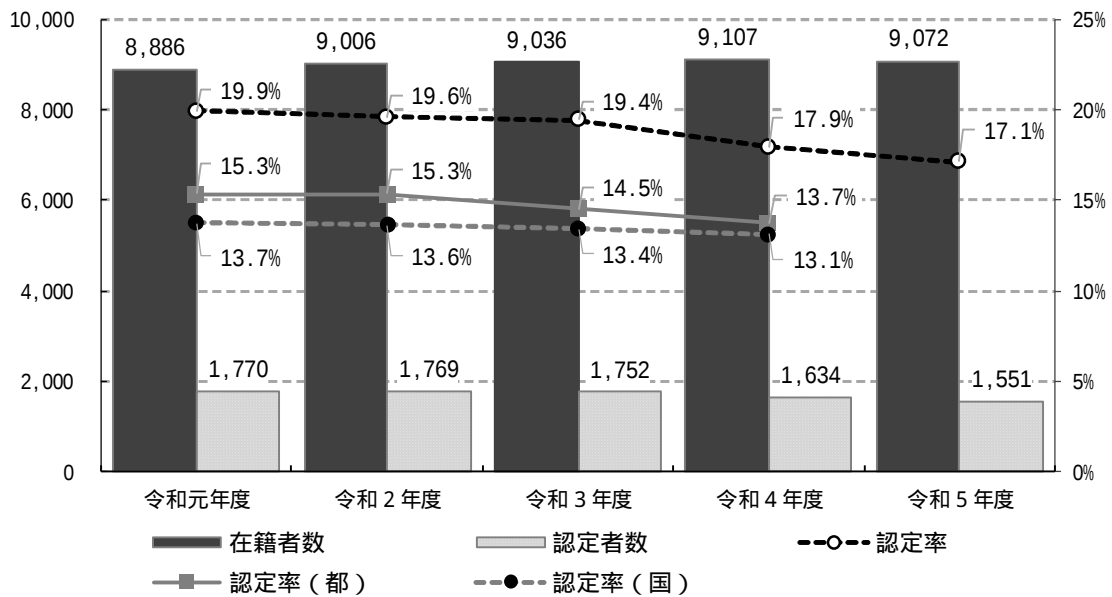
< 就学援助認定数 >

区立小学校の在籍児童数は、令和元年度では8,886人、令和5年度では9,072人となっています。また、就学援助認定数は、令和元年度では1,770人、令和5年度では1,551人となっています。

区立中学校の在籍生徒数は、令和元年度では3,186人、令和5年度では3,403人となっています。また、就学援助認定数は、令和元年度では990人、令和5年度では892人となっています。認定率はいずれの値も減少傾向にあります。

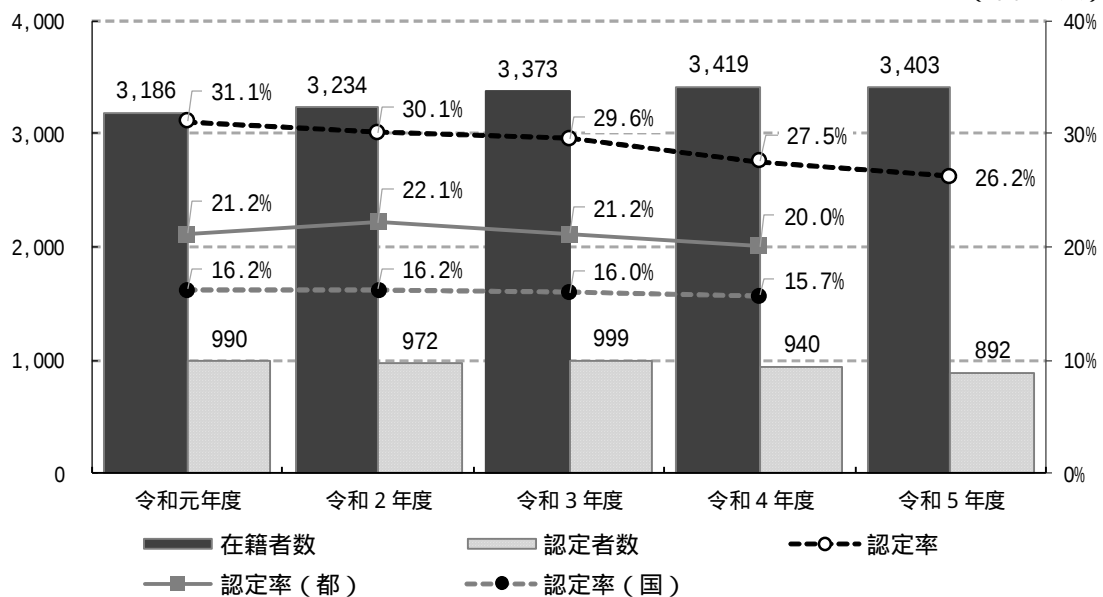
区立小学校在籍児童数・就学援助認定数の推移

(単位：人)



区立中学校在籍生徒数・就学援助認定数の推移

(単位：人)



在籍者数は各年度5月1日現在

認定者数は荒川区に住所を有し、他区小中学校へ通学するものを含む各年度の延べ人数

出典(国・都の認定率) 文部科学省ホームページ就学援助実施状況等調査(令和5年の値は未発表)

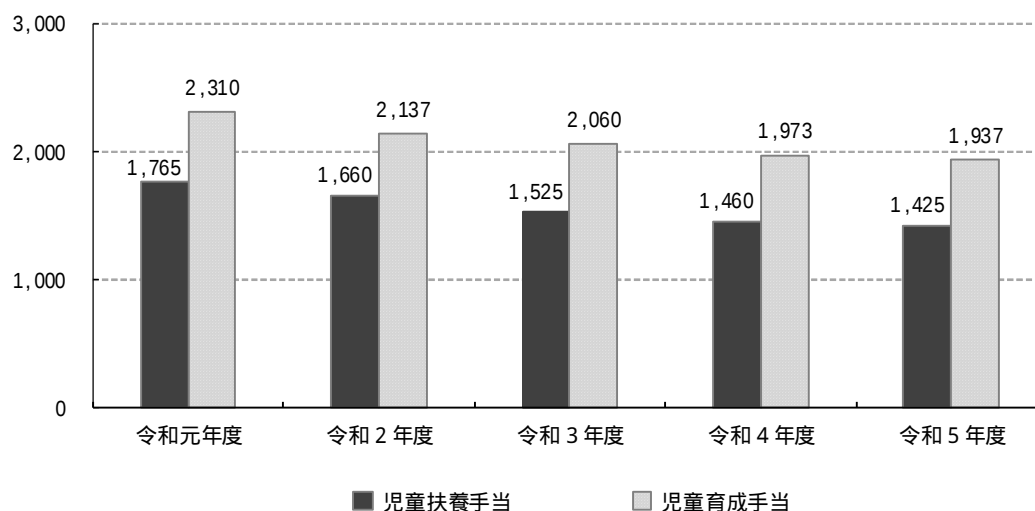
(4) ひとり親家庭に関する現状

< 児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童数 >

児童扶養手当および児童育成手当の支給対象児童数は、ともに減少傾向がみられます。

支給対象児童数の推移

(単位：人)



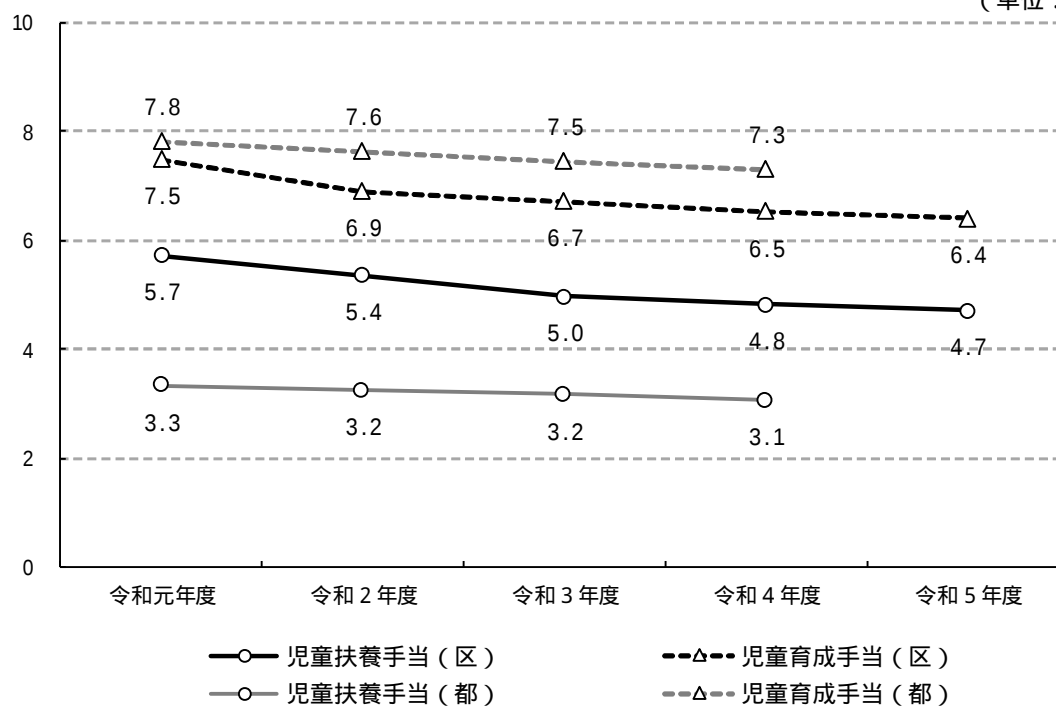
各年度3月31日現在

< 児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童割合 >

児童扶養手当と児童育成手当の支給対象児童割合は、区・都ともに減少傾向がみられます。

支給対象児童割合の推移

(単位：%)

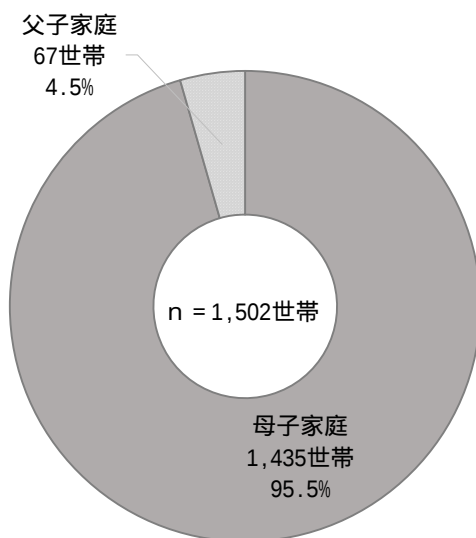


出典：東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生 統計年報（令和元年度～4年度）」（令和5年の値は未発表）

出典：政府統計「福祉行政報告例（令和元年度～4年度）表56」（令和5年の値は未発表）

< 児童育成手当（育成手当）の受給者数の内訳 >

児童育成手当受給者のうち、母子家庭が 1,435 世帯で 95.5%を占めており、父子家庭は 67 世帯で 4.5%となっています。



令和6年3月31日現在

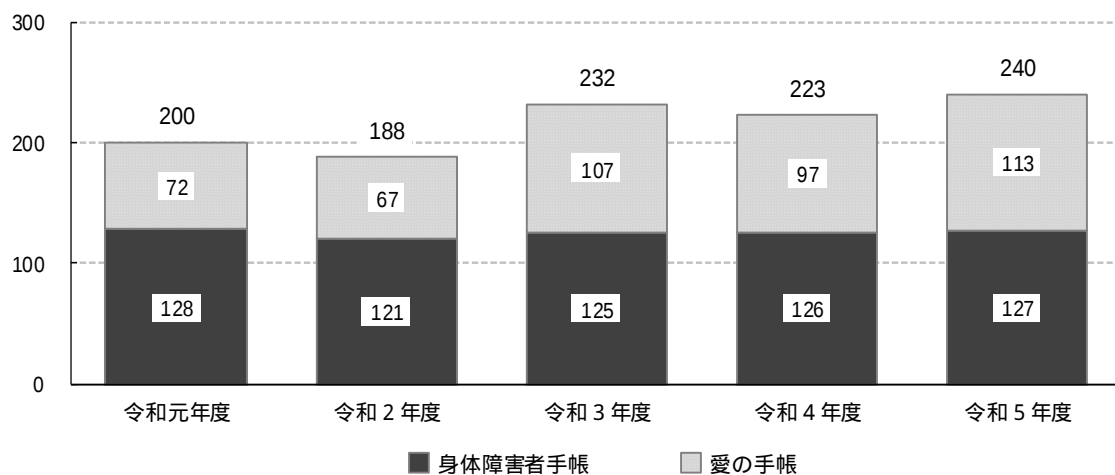
(5) 特別な支援を必要とする子ども・若者に関する現状

< 障害者手帳交付数の推移 >

障害者手帳交付数は、令和元年度は合計 200 件でしたが、令和 5 年度には 240 件で増加しています。

18 歳未満の身体障害者手帳および愛の手帳交付数の推移

(単位 : 件)



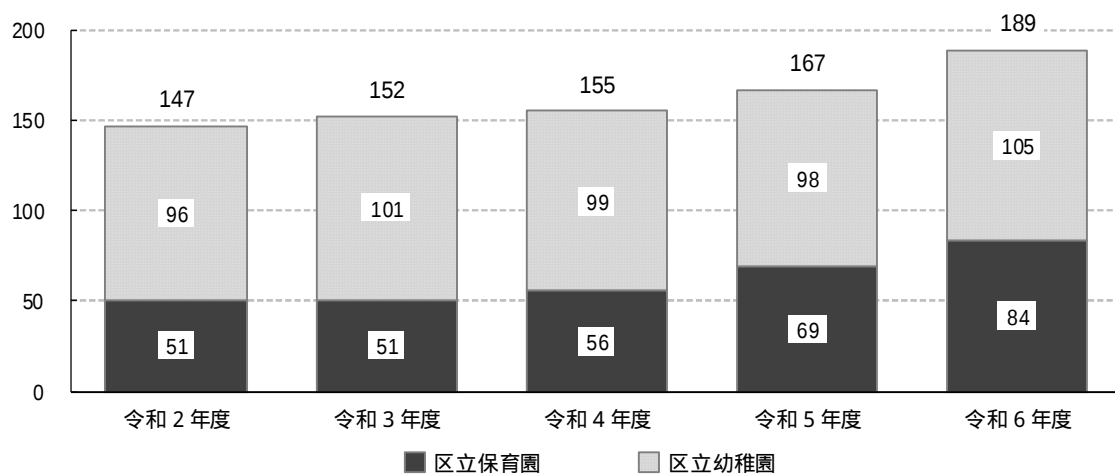
各年度 3 月 3 1 日現在

< 区立保育園・区立幼稚園における特別な支援を必要とする子ども >

特別な支援を必要とする子どもの合計は、令和 2 年度では 147 人でしたが、令和 6 年度では 189 人で増加しています。

特別な支援を必要とする子どもの各施設での在籍数の推移

(単位 : 人)



各年度 3 月 3 1 日現在

(6) 荒川区若者相談「わっか」の実施状況

< 受付件数 >

相談受付件数は、令和4年度は25件、令和5年度は352件となっています。

相談内容は、令和5年度において、「自分自身」が184件と最も多く、次いで「家族」が92件となっています。

若者相談「わっか」における相談内容別受付件数

(単位 : 件)

相談内容	令和4年度 (令和4年12月5日から)	令和5年度
自分自身	12	184
家族	4	92
学校・学業	2	20
就労	4	34
その他	3	22
合計	25	352